

第3回医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会 後藤委員提出資料

【配布資料】

JODA 資料 1

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」における論点整理および
検討順序について

JODA 資料 2

パブリックコメントに寄せられた生活者の声の分析結果概要（速報）

JODA 資料 3

通信販売も営む薬局の経営危機に関する調査結果

【参考資料】

JODA 参考 2

資料 2 パブリックコメントに寄せられた生活者の声の分析結果概要（速報）の
パブリックコメントの原文一部抜粋

JODA 参考 3-1

平成 21 年 3 月 24 日 社団法人日本薬剤師会宛
漢方薬の郵便等販売を行う薬局に関する事前質問書

JODA 参考 3-2

平成 21 年 3 月 24 日 厚生労働大臣および厚生労働省医薬食品局長宛
一般用医薬品の郵便等販売の特例に関する質問書

【その他当協会が提出・公表した質問書等】

JODA 参考その他 1

平成 21 年 3 月 24 日 日本 O T C 医薬品協会宛
メーカー等により販売個数が制限されている一般用医薬品に関する質問書

JODA 参考その他 2

平成 21 年 3 月 24 日 厚生労働省医薬食品局長宛
メーカー等により販売個数が制限されている一般用医薬品に関する質問書

JODA 参考その他 3

平成 21 年 3 月 30 日 厚生労働省医薬食品局長宛
ネット販売禁止の違法・違憲性解釈に関する要望書



平成21年3月31日

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」における
論点整理および検討順序について

NPO 法人日本オンラインドラッグ協会
理事長 後藤 玄利

平成21年3月30日に「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」事務局より本検討会委員に向けて、これまでの検討会において出された意見をふまえた論点整理（案）が示されました。下記に示す理由から、事務局の提示された論点整理の順に審議することは適当ではないと考えますので、改めて次の通り論点を整理し、本検討会における審議を進めていただくことを提案いたします。

記

■本検討会にて議論すべき論点の代替案

1. 薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の実状把握(事務局案1(1))
2. インターネット、電話等を通じた医薬品販売のあり方(事務局案2)

※ 事務局案1(2)「薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の対応方策」は、本検討会での議論は不要である。

※ これらを議論する前提として、違憲・違法と指摘される、本件省令の位置づけを確認する場を設ける必要がある。

■理由

1. JODA 資料2および資料3に示すように、当該省令が施行されると、利用者、事業者ともに深刻な状況が生ずることとなる。郵便等販売の規制のあり方を先議しないということは、厚生労働省も私たち検討会委員も、このような深刻な状況の発生を敢えて見て見ぬふりをする事と同じである。
2. 郵便等販売の規制に関して、当該省令は違法・違憲との指摘がある。当該部分は、いずれにせよ再改正を検討すべき。
3. 事務局から提示されている、1)家族等による代理購入、2)配置業者からの購入、3)店舗による注文・取り寄せ等は、いずれも現行省令下において認められた方法。当検討会で敢えて議論する必要がない。また、それらの有効性の程度は、享受者である生活者が判断すべきであり、検討会の委員で決めるものではない。

以上

パブリックコメントに寄せられた
生活者の声の分析結果概要(速報)

平成21年3月31日

日本オンラインドラッグ協会

1. 分析の概要

「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集結果について

募集期間： 平成20年9月17日から10月16日まで

意見総数：	3,430件
うち郵便等販売に関する意見	2,353件
賛成意見	50件
反対意見	2,303件

出所) 平成21年2月6日 厚生労働省医薬食品局発表

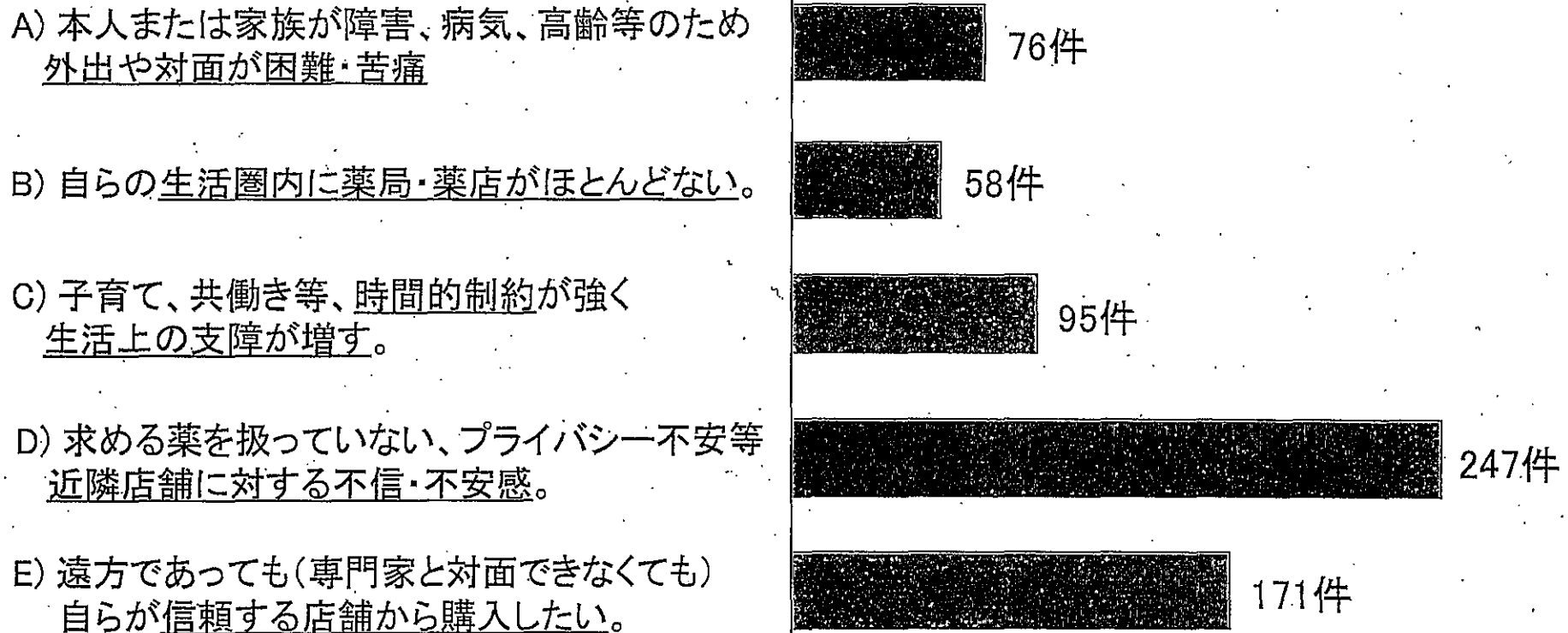
意見内容詳細を開示請求

郵便等販売の規制に反対するパブリックコメントは2,303件。

そのうち、自分自身の状況に関する具体的な記載がある329件を対象とした。

2. 郵便等販売の継続を望む理由

分析対象とした329件の意見の詳細は以下のとおり。



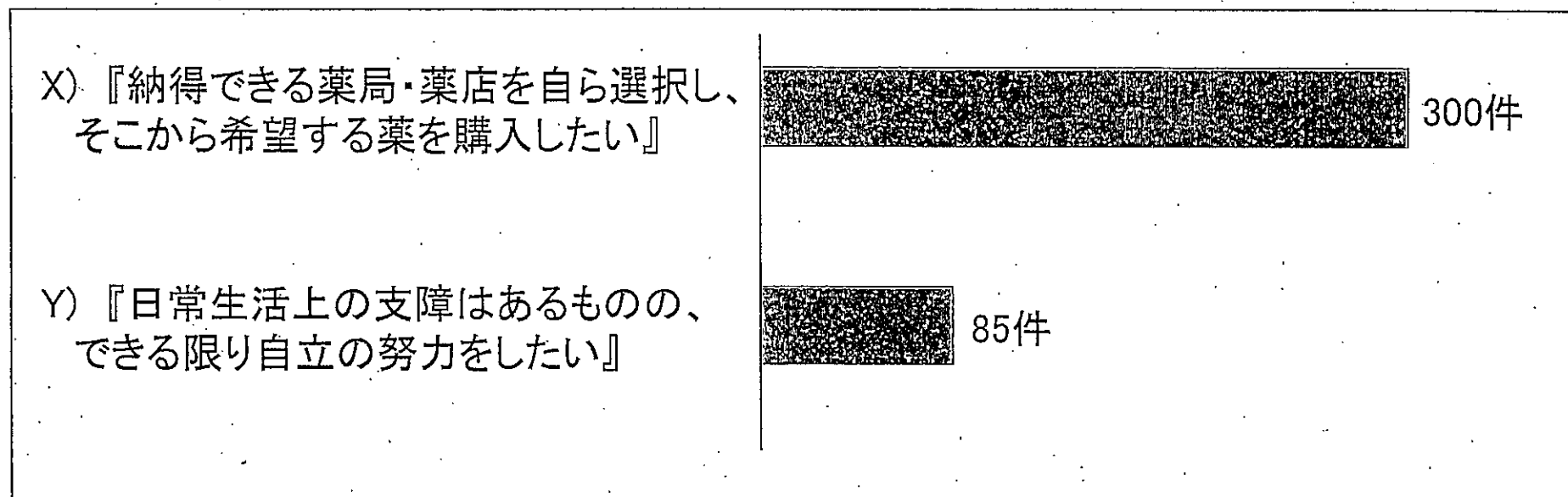
※) 329件のうち、1項目に該当 99件、2項目に該当 154件、3項目に該当 64件、4項目に該当 12件

出所)日本オンラインドラッグ協会

➡ 複合的な要因で外出や買い物が困難である他、店舗の信頼感を理由に通販継続を望む声が多く、近隣店への取り寄せや配置等の単純な代案では解決できない。

3. コメント者の意向

分析対象とした329件の文面から読み取れる、生活者の意向を整理した。



出所)日本オンラインドラッグ協会

➡ 改正薬事法のねらいでもある『セルフメディケーション』に自ら取りくむ生活者からの意見。省令により郵便等販売を規制してしまうと、こうした動きを抑制してしまうことになる。

4. 分析結果をふまえた当協会の主張

- 1) 当該省令のままでは、時間距離的な理由により、利用できる薬局・店舗が事実上大幅に制限されてしまうため、生活上の支障が増すとの意見があがっている。
- 2) 近隣の店舗には不信・不安がある、信頼できる遠方の店舗を望む、との意見が大半。
- 3) 意見からは、生活者の自立や選択が損なわれ、セルフメディケーションの妨げとなることが読み取れる。
- 4) 別途指摘したとおり、省令は違法・違憲の可能性が高い。

➡ 安全を担保した通信販売を実現するためのルール構築を急ぐべき。

(参考) 具体的な意見の例

具体的な意見例を以下に示す。

0087

薬事法 旅行規則(yakuji[daaku])

氏名: [REDACTED]
 生年月日: [REDACTED]
 性別: [REDACTED]
 住所: [REDACTED]

【意見】
 [REDACTED]

私は祖父母に障害を持っています。私のような人間にとっては、一人で外出し買い物をするのは、かなり大変なことです。世の中、一人と異い様に生きる人間ばかりではありません。ネットショッピングは、私どものライフラインです。特に、医薬品につきましては、処方箋による音程も料をすく、本当に助かっております。私たちが思い詰めないでください。

該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる場合に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるように行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

2

3

0055

薬事法 旅行規則(yakuji[daaku])

氏名: [REDACTED]
 生年月日: 2000年12月14日(火) 12歳
 性別: 男
 住所: [REDACTED]

【意見】 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる場合に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるように行わなければならない。

【意見内容】 この町は島で薬局がありません。近所で薬が買えなくなると大変困ります。出かけたおりにと遠くも郵便を調べる時間に飽かしてしまい、数時間待たなければならぬ正直体力的にもんどいです。

【理由】 体が弱く、月に1度の検診さえ行けない時もしばしばです。仕事も週に2-3日休んでおられます。その仕事も父又は私は無職になります。今は父が健在で病院に薬をもらいに行ってくれたりして助かっていますが、父も若くはありません。私ももう幼いので、いつまで病院も付を添ってもらえるのか気がなっています。市販の薬を買う場合、ネットで買えるのは父にも迷惑がけず出来る事で、それが出来なくなると、ますます親に両側をかける事になります。車がひかる予定です。バスに乗ってどのくらいの距離に薬局があるのかもわかりません。今の自分の状態では、飽かかなくても目には行けないでしょう。ご了承ください。

(参考) 具体的な意見の例

具体的な意見例を以下に示す。

6

0019

薬学法 旅行規則(yakuji kosoeki)

発出人: [redacted]
 発信日時: 2001年10月12日 11:00
 宛先: 薬学法 旅行規則(yakuji kosoeki)
 件名: 薬学法旅行規則等の一部を改正する告示について

【件名】薬学法旅行規則等の一部を改正する告示について
 【宛先】厚生労働省医薬食品局薬務課

【氏名】 [redacted]
 【住所】 [redacted]
 【職業】 [redacted]
 【電話番号】 [redacted]
 【FAX番号】 [redacted]
 【意見】 該当告示 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は古薬販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる間に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の一に該当するところにより行わなければならない。
 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

【意見内容】
 ネット通販での薬の取り扱いを続けてください。

【理由】
 仕事をしながら子育てをしていますので、常備薬はいつもネット通販で購入しています。もちろん子供が病気になるには病院に連れて行きますが、自分はなかなか臭い物する暇も病院に行く暇もないのが現実です。また、近所で売っていないので、多種多様な取り扱いがあるネットで買えない方が生活ができません。店にはいつも使っている子供用の消毒剤などは全く売っていません。本当に特別な医薬品ではありません。どうぞよろしくお願いいたします。

秋本番: 速林たかさんのこの秋、みんなのオススメ品を紹介をピックアップ
<http://alkantora.com/091/go/112873570/chrak/01/>

0008

薬学法 旅行規則(yakuji kosoeki)

発出人: [redacted]
 発信日時: 2001年10月12日 11:00
 宛先: 薬学法 旅行規則(yakuji kosoeki)
 件名: 薬学法旅行規則等の一部を改正する告示について

薬のインターネット販売が少なくなるそうですが、私は、[redacted]の薬の通販で漢方薬を送っていたら、今でも体調が良くなっていて助かっています。

私は、小さい頃からアレルギー体質で、喉痛やじんましんで病院通いでした。67歳の頃から10年ほどひどい症状で、あらゆる病院をまわりましたが、漢方薬の先生や薬局の薬剤師さんにも相談してお薬を貰っていましたが、良くなるどころか悪化していた頃に、インターネットで匿名で漢方薬局を知り、[redacted]にご相談して漢方薬を届けてもらって、体調も良くなり元気になりました。

インターネット販売は、「お薬を授与できないのがいけない。」とのことですが、私が体調や症状を尋ねてメールを送ると、詳しいお薬を知りたいからと専門的な質問を分かりやすく書いてくれたメールが返ってきます。私がそれに答えたメッセージを送るとすぐにお薬を処方して送ってくださいます。

体調が良くてメールを送ると、夜中でも休日でも返信メールを併せてくださるし、時には直接お話しの方がいいからお電話もかけてくださいます。

今まで通った病院の先生や漢方薬局の先生や薬局の薬剤師さんには、直接合ってお話をしていますが、[redacted]には一度もお会いしたことがありません。でも、私の体質やどんな薬が合うのか一番分かってくださっているのは、[redacted]です。

ニュースを見ていて、私もインターネット販売は規制が必要だと感じますが、病気の人を抱えこじょうと真面目に一生涯命にお仕合せされている先生がいらっしゃる。そして、その先生のおかげで助かっている人々がいることを分かってください。

もう一度考えていただけないかと願ってメールしました。

[redacted]

Eriny Mi B with MAJOR JPI Ichiro, Matsuzawa, Matsui, and more!

2008/11/12

7

(参考) 具体的な意見の例

具体的な意見例を以下に示す。

0033

薬学法 旅行規則(yakuji kyokoku)

送出人: [REDACTED]
 送付日時: 2008年10月05日 午後 13:18
 宛先: 薬学法 旅行規則(yakuji kyokoku)
 件名: 厚生労働省医薬食品局検査課 宛先

厚生労働省医薬食品局検査課 宛先

【氏名】 [REDACTED]
 【住所】 [REDACTED]
 【職業】 [REDACTED]
 【電話番号】 [REDACTED]
 【FAX番号】 [REDACTED]

【意見】 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

○ 薬局調剤者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者は、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行わず、次の1～3に掲げることににより行われなければならない。
 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

【意見内容】
 上記の箇所によると第三類医薬品以外の医薬品の販売不可となるインターネット上の店舗においても該当する医薬品を購入できるようにすべきだと考えます。

【理由】
 私は元々身体が強いので、風邪などにかかることが多く、またアレルギーもあり、服用している薬の調剤等を自宅に配達しております。地域の薬局は調剤時間が早く、仕事帰りに立ち寄りにも困っていない状態ですのでこれをインターネット上の処方薬局で薬剤師さんに相談の上入手してまいりました。従来探っていたような手段が不可能となりますと、帰宅時間の遅さ上通常のドラッグストア等で扱っている薬が入りまじりやすくなり、少なくとも我が家の近所のドラッグストアにいったら薬剤師さんは漢方のごとくはあまり詳しくない方がほとんどで、適切な薬選びをしていただくことも以前より難しくなってしまうと考えます。当部署の会社は残業等で原宿が圧迫することが多く、私と同様の悩みを抱えている方々も相当数いらっしゃると思います。どうか身体と精神に頼り過ぎて家族のために悩んでいる人間のため、上記の項目に関しまして再考をお願いしたく筆をとりました次第です。

0044

薬学法 旅行規則(yakuji kyokoku)

送出人: [REDACTED]
 送付日時: 2008年10月10日 午後 17:01
 宛先: 厚生労働省医薬食品局検査課
 件名: 薬学法 旅行規則(yakuji kyokoku)について

【件名】 薬学法 旅行規則等の一頁を改正する委員会について
 【宛先】 厚生労働省医薬食品局検査課

【氏名】 [REDACTED]
 【住所】 [REDACTED]
 【職業】 [REDACTED]
 【電話番号】 [REDACTED]
 【FAX番号】 [REDACTED]

【意見】 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

○ 薬局調剤者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者は、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行わず、次の1～3に掲げることににより行われなければならない。
 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

【意見内容】 上記の箇所に対しです
 【理由】 私、妻が [REDACTED] でございます。具体的には、 [REDACTED] になります。

精神障害という、身体は元気なかなと思われることもありますが、実際には「うつ」の症状により体調不良が多く、また、多様な薬の服用により行動が制限されることが多いことは現在では周知となっております。

こうした状況の中、家畜である私が仕事で外出してしまうと、宅は近所の薬局やコンビニエンスストアまで薬を買いに行くこともなかなか難しい時が多々ございます。

[REDACTED] でございますので、夜寝るために通院や入院などを厭悪しておりますが、そうすると必死的に早くはお薬を処方して、すると、私が外出する際に体調が悪いからと断ることも出来ず、いったん勤務に入ってしまったら仕事を休めることも難しいものでございますが、薬は医師が悪いといつて自分ではなんとかするしか手立てが無いことがあるわけです。

そうした際に、インターネットで医薬品を購入することが出来ると、外へ出ることが出来なくても自分が必要な医薬品を購入することが出来るため、単に「用が足せる」ということにとどまらず、患者者としてのウイオプ・ライフにも大変プラスになっております。「自分で選んで購入する」この当たり前のことが中々出来ないことで、それほど障害者の気持ちが落ち込んでいるのかということを感じて頂きたいです。

最近では、各医薬品の原付文書もインターネットで閲覧出来るようになり、事前に薬に関する知識を得たり、判断を下したりということが、これまでと比較して大変容易になってきております。最低限といえども、決して市中の薬局に売るところは無いと考えます。

通信販売も営む薬局の 経営危機に関する調査結果

平成21年3月31日

日本オンラインドラッグ協会

専門性の高い漢方・相談薬局事例(薬局I)

薬局I概要

※類似ケース:13件

【所在地】 山形県 / 2店舗

【業態】 主に郵便等通販で販売。
大正時代からの、地域に根ざした相談薬局。
健康相談から処方箋調剤も業務としている。

【従業員数】 専門家 4名、その他9名

【一日の利用者数(含通販)】 100人程度

【一日の相談件数(含通販)】 60件程度
(主な相談内容)

- ・未病の状態における健康相談
- ・冷え性など、慢性的な悩みに関する相談
- ・特に漢方薬同士の併用、重複、相互作用について

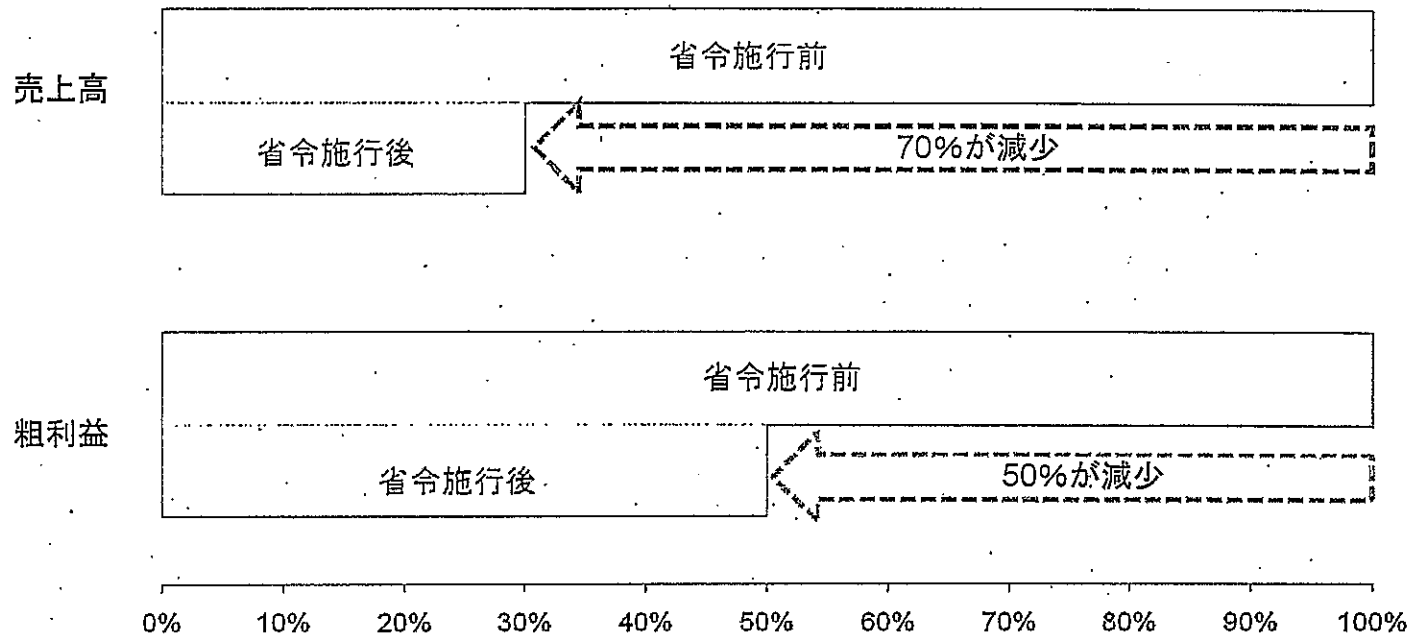
【専門家のとった措置(年間)】 20件程度

- ・使用の中止を指示
- ・慢性疾患の患者様への医療機関受診勧奨

【医薬品の昨年年間売上高】 7千万円程度

省令施行後の影響

薬局 I 事例



省令施行により、売上高は4,900万円程度が減少、粗利益は2分の1に減少の見込み。

地域に根付いた街角の相談薬局事例(薬局 C)

薬局 C 概要

※類似ケース:4件

【所在地】 宮城県 / 3店舗

【業態】 郵便等通販と店頭販売が同程度。
地域住民の健康維持、体調不良などへの初期対応をする街角の薬局。
地域密着型でかかりつけ薬局の存在。

【従業員数】 専門家 3名、その他3名

【一日の利用者数(含通販)】 100人程度

【一日の相談件数(含通販)】 30件程度
(主な相談内容)

- ・感冒などの急性の症状に関する相談応需
- ・冷え性など、慢性的な悩みに関する相談

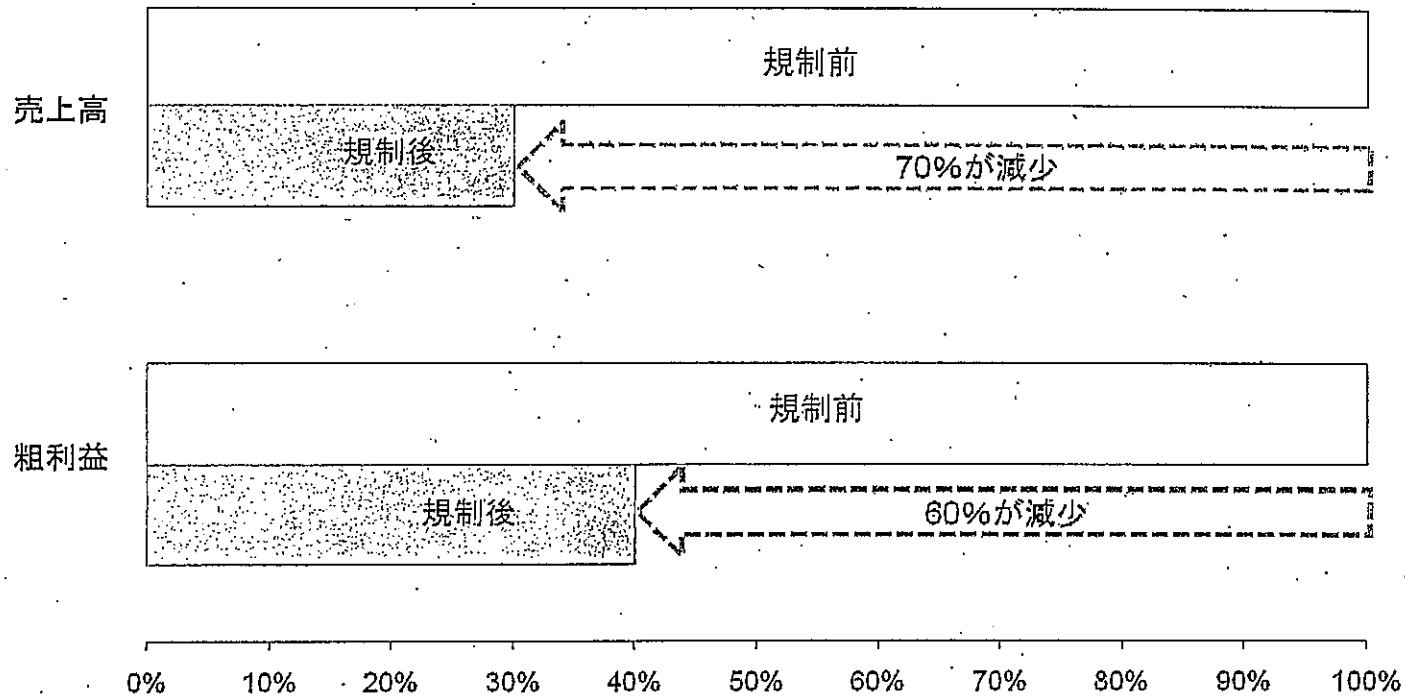
【専門家のとった措置(年間)】 20件程度

- ・使用の中止を指示
- ・慢性疾患の患者様への医療機関受診勧奨

【医薬品の昨年年間売上高】 1億円程度

省令施行後の影響

薬局 C 事例



省令施行により、売上高は3,500万円程度が減少、粗利益は6割が減少の見込み。

幅広く医薬品を取り扱う利便性の高いドラッグストア(薬局K)

薬局 K 概要

※類似ケース:5件

【所在地】 広島県 / 1店舗

【業態】 主に郵便等通販で販売。
医薬品をはじめ幅広く商品を取扱うドラッグストア。
日本全国のお客様に販売。

【従業員数】 専門家 3名、その他1名

【一日の利用者数(含通販)】 30人

【一日の相談件数(含通販)】 8件程度
(主な相談内容)

- ・医薬品に関する詳細情報の提供
- ・併用、相互作用について

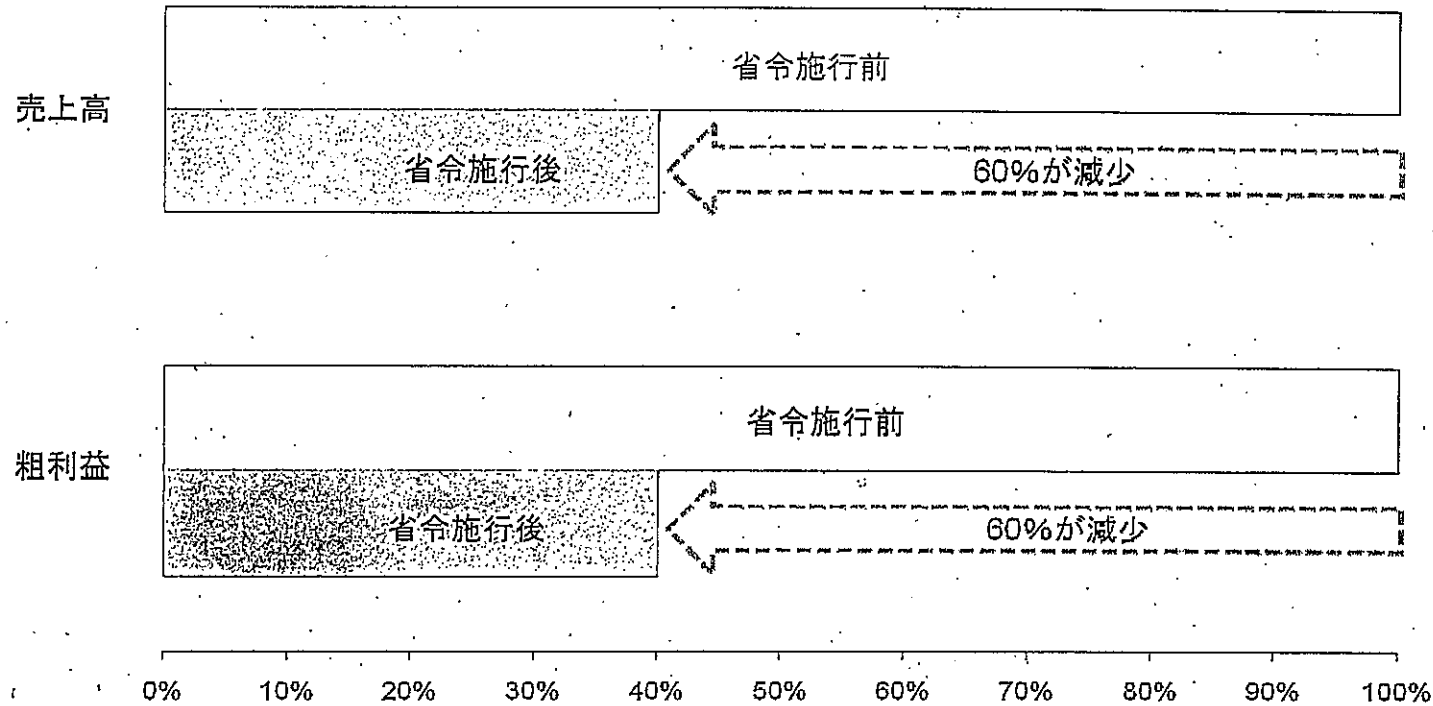
【専門家のとった措置(年間)】 15件程度

- ・医療機関への受診勧奨
- ・服用の中止

【医薬品の昨年年間売上高】 5,000万円程度

省令施行後の影響

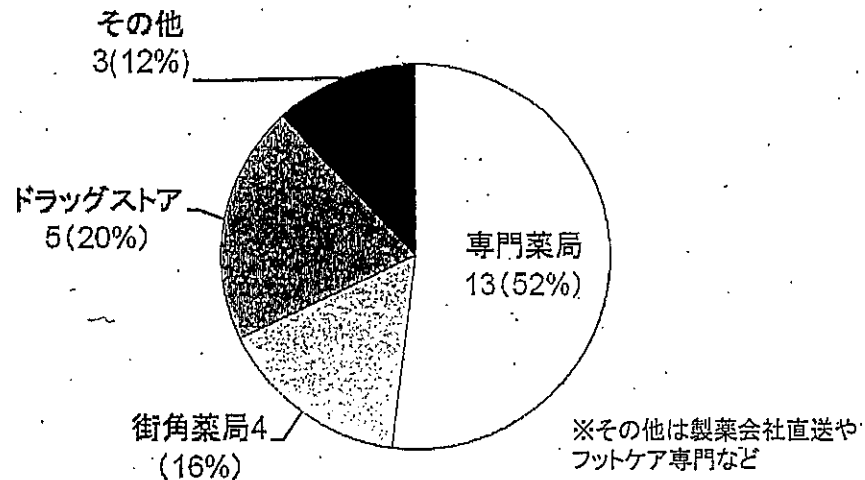
薬局 K 事例



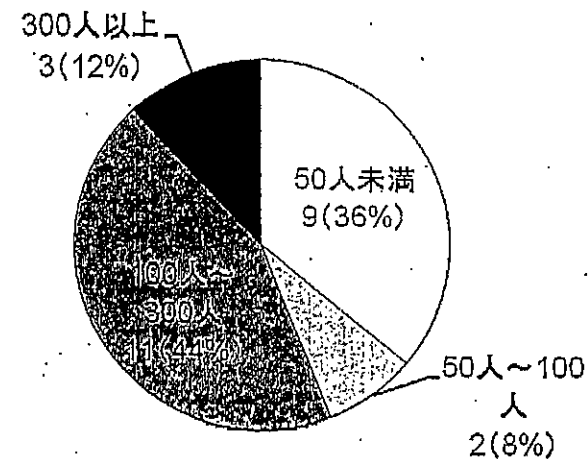
省令施行により、売上高は3,000万円が減少、粗利益は6割が減少の見込み。

省令施行後の影響(25薬局・薬店に対して調査)

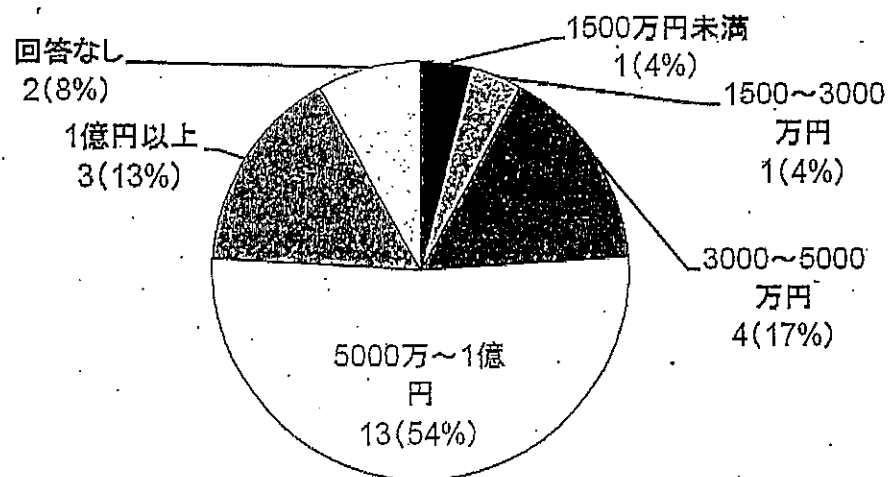
【薬局の業態】



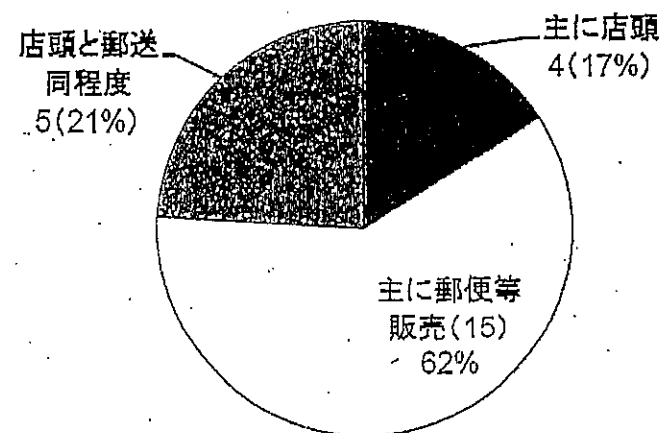
【一日のお客様数】



【年間売上高】

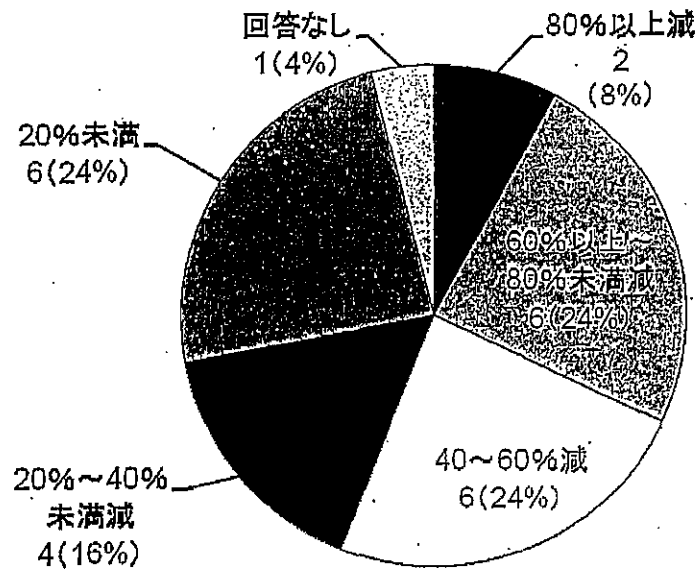


【販売方法】

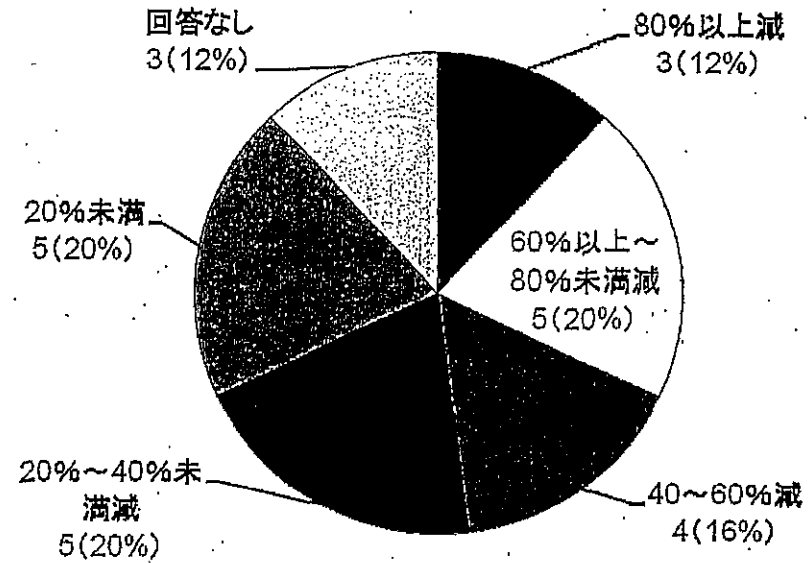


省令施行後の影響(25薬局・薬店に対して調査)

【売上への影響】



【粗利益への影響】



薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月16日木曜日 22:59
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[REDACTED]

[意見]

該当箇所

郵便その他の方法による医薬品の販売等
 薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 上記の案に反対します。

理由

病院にいても、身体の状態をきちんとみてくれないのでインターネットの薬剤師さんに相談しました。無料で健康相談ののってくれて、お薬についてもメールで詳しく教えてくれるので助かります。本当に必要なお薬を紹介してくれますし無理やり買わせたりしませんので安心していました。

そんな薬剤師さんのところではもうお薬は買えないと聞きました。年金生活ですので、病院にもかかりにくいのです。白内障も進んでおり、来年の車の免許更新も心配しております。息子が今年なくなってしまい、これからどうして生きていったらいいのでしょうか。将来が不安です。どうか、今まで通りにしてください。配達料もかからないので、助かっております。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人

送信日時: 2008年10月12日 曜日 11:30

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

薬のインターネット販売が出来なくなるそうですが、私は、百花園漢方薬の [REDACTED] に漢方薬を送っていただいている、今とても体調が良くなっていたのに困ってしまいます。

私は、小さい頃からアレルギー体質で、喘息やじんましんで病院通いでした。37歳の頃から10年くらいとてもひどい症状で、あちこち病院を変えてみたり、漢方薬の先生や薬局の薬剤師さんにも相談してお薬を買ってみました。良くなりそうだった頃に、インターネットで百花園漢方薬局を知り、[REDACTED] にご相談して漢方薬を送っていただいていた、体調も良くなり元気になってきました。

インターネット販売は、「お薬を手渡しできないのがいけない。」とのことですが、私が体調や症状を書いてメールを送ると、詳しい様子を知りたいからと専門的な質問を分かりやすく書いたメールが送ってきます。私がそれに答えたメッセージを送るとすぐにお薬を処方して送ってくださいます。

体調が悪くてメールを送ると、夜中でも休日でも返信メールを送ってくださるし、時には直接お話しの方がいいからお電話もかけてきてくださいます。

今まで通った病院の先生や漢方薬局の先生や薬局の薬剤師さんには、直接合ってお話をしていますが、[REDACTED] には一度もお会いしたことがありません。でも、私の体質やどんな薬が合うのか一番分かってくださっているのは [REDACTED] です。

ニュースを見ていて、私もインターネット販売は規制が必要だと思いますが、病気の人を健康にしようと真面目に一生懸命にお仕事をされている先生がいらっしゃることを、そして、その先生のおかげで助かっている人がいることを分かってください。

もう一度考えていただけないかと思ってメールしました。

Enjoy MLB with MAJOR.JP! Ichiro, Matsuzaka, Matsui, and more!

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人

送信日時: 2008年10月13日月曜日 22:24

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

私どもは、脳卒中者の唯一の全国組織である [REDACTED] です。このたびの省令案につきまして、意見を持っておりますので述べさせていただきます。

脳卒中者は、再発や余病の危険と常に隣りあわせであり健康維持は最大の課題です。また同時に後遺症としての片麻痺障害のために移動が困難なものも相当数おります。このようなことから、移動することなく必要な薬を手に入れることができる方法としてインターネットでの購入や置き薬は大変便利で助かっています。

このたびの改正により、薬局や店舗に移動しなくては必要な薬を手に入れることができなくなることは、脳卒中者の健康維持に支障をきたす恐れがあり、危惧しております。

このようなことから、このたびの改正を中止していただきますようお願いいたします。

[REDACTED]

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2008年10月16日木曜日 23:00
宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[氏名]

[住所]

[職業]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]

該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

意見内容: インターネットの第2類医薬品の販売を許可して欲しい。(通販で買えなくなったら困ります。)

理由:

私は4歳になる息子がいます。

この息子は、知的障害を伴う自閉症、注意欠陥多動性障害です。療育手帳は重度の判定です。

厚生労働省に勤務されているのであれば、こういった症状が理解していただけたと思います。

この息子連れでの外出は、かなり困難です。

日常の買い物は、主人が仕事から帰ってから、もしくはインターネットでの買い物を利用していました。

この4月からは、知的障害者通園施設に通園できるようになり、日中の自由な時間(4時間程度)を手に入れることが出来、買い物や私自身医療機関の受診ができるようになりました。

このことからわかるように、私自身の風邪症状等は、インターネットで薬を購入して乗り切ってきました。

息子自身は、病院で待つということができませんので、鼻水、咳くらの症状では病院に連れて行くことができません。

今は、近所の薬局で医薬品を買うことはできますが、以前は一切できませんでした。

[REDACTED]には、子供を保育所で一時的に預かってくれる一時保育制度があり、週に1度程利用していました(息子が多動で買い物に行けないため)が、息子の障害がわかり、

[REDACTED]への母子通園(週に2回)が始まると、役所職員に「税金の無駄使い」と言われ、一時保育制度の利用ができなくなりました。そのため、一年間、一人での買い物(食品、日用品)をする時間が奪われていました。

私は、今現在、日中に時間が持てるようになりましたが、今後、息子が小学校に入学し、長期休暇(夏休み等)になれば、また、日中に買い物が行

けず、医療機関の受診もできなくなります。

障害児を持つ親は、はっきり言って育児が大変です。
私のような親のためにも、インターネットでの医薬品の販売を認めてほしいと思いませんか？

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月9日 木曜日 18:39
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]インターネットで薬を買えるようにして下さい。

[理由]不安障害でほとんど家から出れません。体調が悪くて医者にも行けません。せめて症状が緩和できればとインターネットで漢方を買っているのに、買えなくなると思うだけで不安になって息苦しくなります。

インターネットで買える薬がなしでつらいパニック発作に耐えられる自信がありません。

インターネットで買える物が心のよりどころなのでどうかどうかインターネットで薬を買えるようにして下さい、お願いします。

人間らしく生きる希望を奪わないで下さい。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2008年10月12日 日曜日 12:23
宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 通販で買うしかないのです。

[理由]

[REDACTED]と呼ばれる所に住んでいます。

膠原病を患っていて、治療薬はまだ開発されていないそうです。

症状を和らげるため、医者から勧められている健康食品を摂っています。

が、周辺の薬局(大きなショッピングセンターの薬局も)は、田舎ということもあり、本土に比べて商品の数が非常に限られています。

出来るだけ健常者として生活したいので、通販で薬を取り寄せて頑張っています。

周りで病気を抱えている人達も、同じ状況です。

[REDACTED]に住む人間の命綱を盗らないで下さい。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月12日日曜日 10:22
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について
 [宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

ネット通販での薬の取り扱いを続けてください。

[理由]

仕事を持ちながら子育てをしていますので、常備薬はいつもネット通販で購入しています。

もちろん子供が病気になれば病院に連れて行きますが、自分はなかなか買い物する暇も病院に行く暇もないのが現実です。

また、近所で売っていないので、多種多様な取り扱いがあるネットで購入できなければ生活ができません。

店にはいつも使っている子供用の消毒薬などは全く売っていません。本当に特殊な医薬品ではありません。どうぞよろしくお願いいたします。

秋本番！連休たくさんこの秋、みんなのオススメ週末旅行をチェックしよう

<http://clk.atdmt.com/GBL/go/112813570/direct/01/>

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2008年10月16日 木曜日 14:33

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。1. 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 上記「郵便その他の方法による医薬品の販売等」の規制について、絶対反対！！です。

[理由] 私は現在、ほとんどの医薬品を、インターネットで購入しています。

とくに、アレルギー皮膚炎などに効く[REDACTED]という薬は私にとっては必需品なのですが、

この薬は、近所の薬局・薬店では売っていないのです。

わたしはひどいアレルギー性の皮膚炎に悩まされ、病院にも通いましたが良ならず、必死でインターネットで調べた末この薬にたどりつき、「楽天市場」で購入、服用したところ、非常に調子が良くなり、今ではこの薬なしでは普通の生活が送れないほど必需品になっています。

この薬が近所の店で買えるのであれば、私もそれに越したことはありません。しかし売っていないのです。

現在購入している[REDACTED]のネットショップは、きちんとした薬剤師さんもいらっしゃるし、ホームページ上や商品送付時にも、十分な情報を伝えてくださっていると思いますし、何か聞きたいときにはメールですぐに問い合わせることもできます。

インターネットで薬を買うことが、店頭での対面で買うことに劣っているとは決して思いません。逆にネットショップの方が、そのお店の得意分野の商品を扱っておられることが多く、商品について、より深く知っておられるように思います。対面のお店で風邪薬などを買うこともあります。質問をしても、長い時間成分表を見比べて結局曖昧な返事しか返ってこず、不安なまま購入するというようなことも多々あります。コンビニなどで扱うとなれば、いっそうそうなるのではないのでしょうか？

なによりも、信頼している医薬品が買えなくなるというのが、私には本当に差し迫った危機です。

そんな法改正は絶対にやめてください！！

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月16日木曜日 12:54
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

厚生労働省医薬食品局総務課 御中

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 上記箇所に、反対です。

[理由]

私は現在 [REDACTED] です。
 [REDACTED] 就職しましたが、[REDACTED] の頃から体調がとても悪くなりました。
 何ヶ月も続くひどい頭痛やのたうちまわるような激しい生理痛、生理中でなくても下腹部が痛くかかんでないという状態であったり、めまいがひどかったりと
 どもも調子が悪くない日が月に2～3日あればいい方な状態でした。
 かかりつけのお医者さんや大きい病院など何度も相談したり検査したりしましたが、
 結局これと言ってどもも悪いところはないので様子を見て下さいと言われるばかりでした。

に結婚し、をしましたがどちらもで手術
をしました。

産婦人科に相談しても、今のところ何か治療などはしないと言わ
れてしまい

とても不安でしたので、色々相談してみましたが、
初めて親身に話を聞いてくれたのが、今お世話になっている九州の
漢方薬局の方でした。

インターネットで知り、メールや電話で相談をしていたのですが

今までの不調をすべてしっかりと受け止めて漢方を処方してくださ
り、

飲み始めて2~3ヶ月でかなり体が楽になっていくのがわかりまし
た。

不育症の相談がきっかけでしたが、今までの長期間の原因不明の不
調が

すべて漢方の視点だと一連の原因だということがわかりました。

一体どうしてこんなに具合が悪いのかどこに行ってもわからない状
態だったため、

精神的にもとても救われました。

それから1年半、毎月体調をみてもらって漢方を処方していただ
き、

九州から送っていただいています。体調もすっかりよくなってきて
おり、

維持していくためにも、これを送っていただけないようになってし
まうと

とても困ります。

通える範囲のところに専門知識をもち親身に相談に乗ってくださ
る方が

いらっしゃるのであればよいですが、

5年以上色々な医療に見放されていましたし、

近くに信頼できる場所があればよいですが今のところみつかって
いません。

私のような経験をお持ちの方や、

これから出会ってようやく不調から救われるはずの方には、

店頭ではなくても処方していただける環境でないと

これから先どうしたらよいのかとても不安です。

どうか、今までのように漢方薬を送っていただけるよう
強くお願いいたします。

以上

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2008年10月9日 木曜日 22:16

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について
[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1~3に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

今までのように通信販売で購入できなくなると困ります。

[理由]

私の実家は [REDACTED] です。母は持病があり、少しでも体を楽にしてくれる漢方を通信販売(オンラインショップ)の

薬剤師さんにメールで相談しオンラインショップで私が注文し直接送ってもらっています。母は車の運転が

できませんので漢方相談のできる遠くのお店まで出向くことができません。

遠く離れた地に嫁いだ娘は、日常の世話をしあげたり、病院に付き添ったりということではできないのです。

せめて、少しでも体に良いものを、体が楽になるものを、真剣に探し送ってあげることしかできないのです。

インターネット販売はたしかに対面でない接客、手渡しでないという点は不安要素であると思えます。

でもこれはお薬だけに限ったことでしょうか？

不安要素がある分、チェーン店のドラッグストアなんかよりずっと真面目に、丁寧に相談を受けてくれる

オンラインショップがあるのは事実なんです。

それをすべてひとくりにし、禁止するというのは本当にすべての国民にとって有益な事でしょうか？

この文面を今読んでくださっている担当者の方、私が母にしてあげている行為は禁止するに値する行為

だと思いますか？

体が不自由な方、小さいお子さんをかかえてなかなか外出ができないでいる母親、こういった人達にとっても

今回の改正案は有益なものなのでしょうか？

チェーン店のドラッグストアでお薬を購入する事もありますが、風邪薬一つにしてもたくさん種類が出ていて

どれを選んでいいのかわかりません。迷った末、店員に相談する事もありますが、まったく要領を得ることができず

結局、そのお店では買えませんでした。

対面接客、手渡しであっても、ちゃんとした説明のできないお店で購入することのほうが不安があるのは私だけ
でしょうか？

先ほども述べましたが、オンラインショップでも薬剤師さん**（？）**店があります。

そういった点も充分考慮し、例えば薬剤師が相談を受け、発送まで一貫して薬剤師が手配をしているという記録を

残すことを条件にするなどして、通信販売を許可できるような内容を盛り込んでいただきたいと思います。

私はすべての国民のために改正案を見直す必要があると思います。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2008年10月10日金曜日 21:58

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 反対です

[理由]

[REDACTED]のため、外出が困難です。
車椅子を使用していますが、筋力が弱いため、屋外での自力走行が出来ません。
夫婦二人暮らしで、夫は仕事で留守がち。
頼めば食料品などの日常の買い物位はしてくれますが、
じっくり選びたい、医薬品・衣類などはインターネット販売に頼っています。
ネットで買えなくなるというのは私にとって大変なマイナスです。
どうか、今までどおり、きちんと対応しているネットショップでの医薬品の販売を
続けてください。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2008年10月16日 木曜日 1:20
宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見]

該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

上記に反対します。

[理由]

貧血がひどいため、5年前から漢方薬を愛用しています。
地元の薬局ではほとんど売っていないので、
最近ではケンコーコムさんで定期的に購入しています。
今まで通販で薬を買って問題があったこともないですし
なぜ買えなくなるのか理解できません。
買えるところがなくなると本当に困ります。

都会であれば、ドラッグストアやスーパーに選択の余地があり、
また夜おそくまでやっていていつでも買えるのですが
私が住んでいるところでは、1つか2つの店で買うしかありません。
そこに売っていない商品を手に入れる方法は今のところ
通販しかないのに、それを禁止するなんて地方差別だと思います。

薬を必要としている人のことを考えているとは思えない
このような規制はひどすぎます。

ぜひとも再考をおねがいします。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月8日水曜日 10:10
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

厚生労働省医薬食品局総務課 御中。

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

上記の箇所によると第三類医薬品以外の医薬品の販売不可となるインターネット上の店舗においても該当する医薬品を入手できるようにするべきだと考えます。

[理由]

私は元々身体が強くないので、風邪などにかかることが多く、またアレルギーもあり、愛用している漢方の風邪薬等を自宅に常備しております。
 地域の漢方薬局は閉店時間が早く、仕事帰りに寄ろうにも開いていない状態ですのでこれまでインターネット上の漢方薬局で薬剤師さんに相談の上入手してまいりました。
 従来採ってきたこのような手配が不可能となりますと、帰宅時間の関係上通常のドラッグストア等で置いている薬しか入手できなくなってしまいますし、少なくとも我が家の近所のドラッグストアにいらっしゃる薬剤師さんは漢方のことにはあまり詳しくない方がほとんどで、適切な薬選びをしていただくことも以前より難しくなってしまうと考えます。
 首都圏の会社は残業等で帰宅が遅くなることが多く、私と同様の悩みを抱えている方々も相当数いらっしゃることと存じます。
 どうか身体と精神に鞭打って家族のために働いている人間のため、上記の項目に関しまして再考をお願いしたく筆をとりました次第です。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月10日 金曜日 17:30
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名] 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与（以下「郵便等販売」という。）を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 上記の箇所に反対です

[理由]

私は、妻が [REDACTED] でございます。具体的には、 [REDACTED] になります。

精神障害というと、身体は元気なのかと思われることもありますが、実際には「うつ」の症状により体調不良が多く、また、多種多量の服薬により行動が制限されることが多いことは現在では周知となっております。

こうした状況の中、家族である私が仕事で外出してしまうと、妻は近所の薬局やコンビニエンスストアまで薬を買いに行くと言ったこともなかなか難しい時が多々ございます。

[REDACTED] でございますので、夜は眠るために睡眠導入剤などを服薬しておりますが、そうすると必然的に朝早くは起きられません。すると、私が外出する際に体調が悪いからと訴えることも出来ず、いったん勤務に入ってしまうと中々仕事を抜けることも難しいのもでございますから、妻は体調が悪いといって自分でなんとかするしか手立てが無いことがあるわけです。

そうした際に、インターネットで医薬品を入手することが出来ると、外へ出ることが出来なくても自分で必要な医薬品を購入することが出来るため、単に「用が足せる」ということにとどまらず、障害者としてのクオリティ・オブ・ライフにも大変プラスになっております。「自分で選んで購入する」この当たり前のことが中々出来ないことで、どれほど障害者の気持ちが落ち込んでいるのかということを感じたいのです。

最近では、各医薬品の添付文書もインターネットで閲覧出来るようになり、事前に薬に関する知識を得たり、判断を下したりということが、これまでと比較して大変容易になってきております。通信販売といえども、決して市中の薬局に劣るところは無いと考えます。

どうか、障害者が「自分で選んで購入する」という通信販売のメリットを鑑みて、今回の薬事法改正から本項を削除されることを切に願います。

よろしくお取りはからい頂きますよう、お願い申し上げます。

0055

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人:

送信日時: 2008年10月14日火曜日 12:42

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名]

[住所]

[職業]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] この町は島で薬局がありません。通販で薬が買えなくなると大変困ります。出かけたおりにと思っても説明を聞いている時間に船がでてしまい、数時間待たなければならなくて正直体力的にもしんどいです。

[理由] 体が弱く、月に1度の病院さえ行けない事もしばしばです。仕事も週に2～3度雇ってもらってます。

その仕事も失えば私は無職になります。今は父が健在で病院に薬をもらいに行ってくれたりして

助かってますが、父も若くはありません。私ももう40歳なので、いつまで病院も付き添ってもらえるのか

気になっています。市販の薬を買う場合、ネットで買えるのは父にも迷惑かけず出来る事で

それが出来なくなると、ますます親に面倒をかける事になります。橋がかかる予定ですが、バスに乗って

どのくらいの距離に薬局があるのかもわかりません。今の自分の状態では、橋がかかって買いには

行けないでしょう。ご考慮ください。

薬事法 施行規則(yakusoku)

差出人: [REDACTED]
送付日時: [REDACTED]
宛先: [REDACTED]
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[[意見]

[REDACTED]

私は視覚に障害を持っています。私のような人間にとっては、一人で外出し買い物をするのは、かなり大変なことです。世の中、一人で買い物に行ける人間ばかりではありません。ネットショッピングは、私どものライフラインです。特に、医薬品につきましては、説明文による情報も得やすく、本当に助かっています。私たちを追い詰めないでください。

該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げる

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[

0098

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人:

送信日時: 2008年10月16日 木曜日 17:39

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

「意見」

該当箇所:

郵便その他の方法による医薬品の販売等[法令9条、第11条、第38条、新法など29条の2関係]
薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便販売」という。)を行う場合次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

「意見内容」上記の該当箇所について、郵便その他の方法による医薬品販売を、第三類のみに制限することに反対します。

「理由」 89歳の母の介護に追われているのと、捻挫や頸椎症等でタクシーを利用した時もあったが、今は送って貰えるので車の運転の出来ない私は救われている。高齢化社会への対応の逆を行くこの度の案である。ITの利用をさかんに政府が奨励してくれて{IT革命}良かったと{功罪の罪の部分はしっかり取り締まって頂きたいが、功の部分に白紙にすべきでない}歳を重ねた現在安心していたのに寝耳に水で驚いている。江戸時代の名医華岡青洲の創案した漢方薬の紫雲膏を知ったのもその功の方である、手荒れで困っていたのに助かっています。私はむしろ普通の店舗より、より詳しく丁寧な説明をネット薬店で受けて{活字なのでいつでも読み直せる}います。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人

送信日時: 2008年10月14日火曜日 10:36

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する後ろ向き省令案について

厚生労働省医薬食品局総務課 殿

意見内容: 通販で買える選択肢が奪うのは反対です。

それは購入する、しないは購入者が決めればよいこと。

理由:

まず、ネット購入した場合に起きた弊害について具体例を挙げてください。

出産の折り、難産で恥骨離開し歩けなくなりました。
家事はほっておけても育児用品は必須です。

ミルク・紙オムツ・産褥用品をネットで買って助かりました。
薬もその際一緒に購入していました。女性特有のもの等。

ネットで注文する人は

1. ネットを扱える人。使える人が身近にいる人。
2. 買い物に不自由な時間等で拘束がある。
3. 身体に不自由な拘束がある。

薬剤師に相談した上で同品をネットで買うこともあります。
CMで皆知っているような薬品まで規制するのは規制ではなく、選択権の剥奪です。

無医村では、ネットで購入できることの取り組み・推奨が行われつつあるのに逆行している。

手のないひとは署名の記名、選挙用紙の記名はしないでください。

と言っているようなもの。

何らかの拘束や不自由があり「店頭で顔を合わせ」での買い物ができないひとは、薬を買わない
でください。

と言っているのです。

共働き・介護しているひとは自分のケアを一番最後にしているか、全く出来ないでいます。
ちょっとした隙間でネットで自分用品を買う選択権を奪う。信じがたい。

いまどき、遠隔地でネットで診察診療、いえオベまでしているのに？

原案は、サルでも思いつかないクズ案であると言っても、誰も乱暴などは思わない。

ネットで買いたいひとは買えばいい。

薬局行きたいひとは行けばいい。

権利の問題です。幸福になることに規制をする。なにをかいわんやです。

日本は国土が狭いから、店頭へ行けと平気というのです。ばかばかしい。

ネットは昔からある「無線」と一緒に「命の綱」です。

お年寄りや、不自由な拘束のあるひとを苦しめる法案ばかりが立ちますね。

ネット購入はむしろ推奨し、タッチ画面などで郵便局、スーパー等から誰でもよりシンプルにアクセスできるすべを、公募するのが真つ当です。

ご検討くださいませ。

Enjoy MLB with MAJOR.JP! Ichiro, Matsuzaka, Matsui, and more!

意見書

[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名]

[住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[件名] 「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について」

[意見]

該当箇所:

郵便その他の方法による医薬品の販売等[法第9条、第11条、第38条、新法第29条の2関係]

-薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、

郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合

次の1~3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

意見内容:

上記の該当箇所について、郵便その他の方法による医薬品販売を、
第三類のみに制限することに反対します。

理由: 私のお母(メロ)が胃が(出来)ないのです
この薬(イシヤ)が(オバ)が昭和20年の親に四國か
ら預けて来てから今日まで(シミ)(ツツ)しているのです
(イシヤ)に(オバ)の時も医者に見てもらってからはいいと言われ
ているのです。

私のお母(メロ)が胃が(出来)ないのです。老人会、近所の五
茶(ミ)を飲んで出来ないので(シヨバ)に(イシヤ)に(オバ)に
けに(イシヤ)に(オバ)に(イシヤ)に(オバ)に(イシヤ)に(オバ)に
この薬があるから、元気に働けるのです。それが出来なくなると、
本首に(コマ)まで(イシヤ)で(イシヤ)で(イシヤ)で(イシヤ)で(イシヤ)で
(メロ)を(オバ)に(イシヤ)に(オバ)に(イシヤ)に(オバ)に(イシヤ)に(オバ)に
お母がイシヤ

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2008年10月13日月曜日 22:58

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名]

[住所]

[職業]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法に

よる医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1~3に掲げる
ところにより行わなければならない。

1. 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]ネットで薬が買えないと困ります。

[理由]

私は、[REDACTED]の為に、外出もままならなくなっていました。

風邪の時など、主人に薬を買って来て貰うのですが、仕事が忙しい時は、

薬局が開いてる時間に買いに行けません。

女性特有の薬などは、主人が恥ずかしいとかで買って貰えないのです。

こんな場合、どうしたら良いと思われませんか？

ネット意外に、方法がありますか？

絶対に困ります。

fax送信先 : 03-3591-9044

[件名] 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名]

[住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]

該当箇所:

郵便その他の方法による医薬品の販売等【法第9条、第11条、第38条、新法第29条の2関係】

・ 薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、

郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、

次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

意見内容:

上記の該当箇所について、郵便その他の方法による医薬品販売を第三類のみに制限することに反対します。

理由:

私は足が不自由なのと、近くに薬局が無くインターネットで薬を購入しています。自動車にも乗れませんのでお店に行って薬を買いに行かなくてはなりません。大変です。

平成 21 年 3 月 24 日

社団法人日本薬剤師会
会長 児玉 孝 様

漢方薬の郵便等販売を行う薬局に関する事前質問書

NPO法人日本オンラインドラッグ協会
理事長 後藤 玄利

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成21年2月6日に公布された「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」によって、本年6月以降に第三類医薬品を除く一般用医薬品の郵便等販売が禁止されることをうけて、現在既に郵便等販売を行う複数の薬局事業者から「事業を継続できなくなる」との悲痛な声が当協会に寄せられております。それらの多くは、主として漢方薬を取り扱い、電話等による相談にもとづいて郵便等販売を行う薬局であり、俗に“相談薬局”などと呼ばれる業態をとる薬局です。当協会は、省令施行により同様に事業継続の危機に陥る薬局が相当数あるのではないかと危惧しております。つきましては、そのような業態をとる薬局について、貴会の把握するところをご教示いただきたく、ここに下記のとおり質問させていただきます次第です。

なお、当協会は「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」の委員として、より意義のある議論や提案を行うために、貴会の見解を正しく理解し、共有することが肝要と認識しております。本来であれば検討会において都度質問をいたし、深くご説明いただくべきこととは存じますが、省令の施行までには十分な時間が残されていないなかで、検討会を効率的にすすめ、より建設的かつ本質的な議論に集中するため、あえてこのような質問状をお送りさせていただくこととした次第でございます。

ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、平成21年3月30日までに書面にてご回答いただけますようお願い申し上げます。

敬具

<回答書面送付先>

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-11-3 赤坂中川ビルディング
NPO 法人 日本オンラインドラッグ協会
事務局長 樋口 宣人 宛
TEL 03-3584-4156 FAX 03-3584-4158

記

質問1

貴会において、一般用医薬品を取り扱う薬局のうち、俗に“相談薬局”などと呼ばれ主として漢方薬を取り扱う薬局は、どの程度存在するとお考えですか？把握する軒数をお聞かせ下さい。

質問2

質問1に該当する薬局のうち、電話およびFAX並びに電子メール等による相談にもとづいて郵便等販売を行う薬局は、どの程度存在するとお考えですか？把握する軒数をお聞かせ下さい。

質問3

質問2に該当する薬局のうち、本年6月以降に省令により事業への影響を被る可能性がある薬局は、どの程度存在するとお考えですか？現時点での見解をお聞かせ下さい。

以上

平成21年3月24日

厚生労働大臣
舛添 要一 様
厚生労働省医薬食品局局长
高井 康行 様

一般用医薬品の郵便等販売の特例に関する質問書

NPO法人日本オンラインドラッグ協会
理事長 後藤 玄利

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成21年2月6日に公布された「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」によって、本年6月以降に第三類医薬品を除く一般用医薬品の郵送等販売が禁止されることをうけ、現在既に一般用医薬品の郵便等販売を行っている複数の事業者から同様に問い合わせを受けている下記の質問について、貴省の見解を提示いただきたく存じます。

当協会は「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」の委員として、より意義のある議論や提案を行うためには、貴省の見解を正しく理解し、共有することが肝要と認識しております。本来であれば検討会の場において、都度質問をいたし、より深くご説明いただくべきこととは存じますが、省令の施行までには十分な時間が残されていないなかで、検討会をより効率的にすすめ、より建設的かつ本質的な議論に集中するため、あえてこのような質問状をお送りさせていただくこととした次第でございます。ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、平成21年3月30日までに書面にてご回答いただけますようお願い申し上げます。

なお、「検討会が国民的議論の中心となるように」との舛添大臣の希望にも沿うよう、このお問い合わせは、いただいたご回答も含めて、当協会サイト (<http://online-drug.jp/>) にて公表させていただく所存でございます。なにとぞご了承くださいませようお願い申し上げます。

敬具

<回答書面送付先>

〒107-0052 東京都港区赤坂3-11-3 赤坂中川ビルディング
NPO法人 日本オンラインドラッグ協会
事務局長 樋口 宣人 宛
TEL 03-3584-4156 FAX 03-3584-4158

記

事業者から当協会に寄せられている問い合わせの概要

「現在、一般用医薬品を初めて購入する顧客に対しては必ず薬局または店舗において直接手渡しで販売し、2回目以降については電話や FAX で注文を受けて郵送等によって配送しています。6月以降、このような販売はできなくなるのでしょうか？」

1. 当協会から貴省に対する質問1

平成21年2月6日公布の薬事法施行規則等の一部を改正する省令にもとづき、上述のような販売は認められますか？法令上の根拠もあわせてご回答ください。

2. 当協会から貴省に対する質問2

質問1において上述のような販売が認められない場合、貴省において、かかる販売を可能とするための通達を発する計画はありますか？

計画がある場合は、法令上の根拠とともに計画の内容をご説明ください。計画がない場合はその旨を理由と共にご回答ください。

以上

平成21年3月24日

日本OTC医薬品協会
会長 三輪 芳弘 様

メーカー等により販売個数が制限されている一般用医薬品に関する質問書

NPO法人日本オンラインドラッグ協会
理事長 後藤 玄利

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

わたしたち日本オンラインドラッグ協会は、インターネットを活用して、薬物の乱用がなく、一般市民が安全に医薬品を購入できる社会の実現に貢献することを理念とする、NPO法人です。当協会は一般用医薬品を郵便等により販売している薬局・店舗の団体として、より安全な一般用医薬品の通信販売を実現に取り組んでいます。

さて、平成21年3月12日に開催された第2回「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」において、当協会が提示した安全な医薬品通販実現のための業界ルール素案について、検討委員の方から医薬品購入個数の制限方法についてご指摘がございました。業界としてより安全なルールを検討するため、メーカー等により販売個数が制限されている一般用医薬品とその制限個数について、貴協会が把握する情報をご教示いただきたく存じます。

なお、当協会は検討会委員として、より意義のある議論や提案を行うために、貴協会の見解を正しく理解し、共有することが肝要と認識しております。本来であれば検討会において都度質問をいたし、深くご説明いただくべきこととは存じますが、省令の施行までには十分な時間が残されていないなかで、検討会を効率的にすすめ、より建設的かつ本質的な議論に集中するため、あえてこのような質問状をお送りさせていただくこととした次第でございます。

ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、平成21年3月30日までに書面にてご回答いただけますようお願い申し上げます。

敬具

<回答書面送付先>

〒107-0052 東京都港区赤坂3-11-3 赤坂中川ビルディング
NPO法人 日本オンラインドラッグ協会
事務局長 樋口 宣人 宛
TEL 03-3584-4156 FAX 03-3584-4158

記

質問1

貴協会が把握する一般用医薬品のうち、薬局・店舗における販売個数について、メーカー等による制限が設けられているものについて、具体的にご教示ください。

質問2

上述の医薬品について、あらたに個数制限が課せられた場合や制限個数の変更が生じた場合に、その情報は当該メーカー等からどのように周知されているか、貴協会の把握をご教示ください。また、そのような更新情報について、薬局・店舗が貴協会より一括して入手することが可能であるか否かについても、あわせてご教示ください。

質問3

販売個数の制限に関する情報等を一元的に管理する機関等が他にあれば、その概要をご教示ください。

以上

平成21年3月24日

厚生労働省医薬食品局局長

高井 康行 様

メーカー等により販売個数が制限されている一般用医薬品に関する質問書

NPO法人日本オンラインドラッグ協会

理事長 後藤 玄利

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成21年3月12日に開催された第2回「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」において、当協会が提示した安全な医薬品通販実現のための業界ルール素案について、検討委員の方から医薬品購入個数の制限方法についてご指摘がございました。業界としてより安全なルールを検討するため、メーカー等により販売個数が制限されている一般用医薬品とその制限個数について、貴省が把握する情報をご教示いただきたく存じます。

なお、当協会は検討会委員として、より意義のある議論や提案を行うために、貴省の見解を正しく理解し、共有することが肝要と認識しております。本来であれば検討会において都度質問をいたし、深くご説明いただくべきこととは存じますが、省令の施行までには十分な時間が残されていないなかで、検討会を効率的にすすめ、より建設的かつ本質的な議論に集中するため、あえてこのような質問状をお送りさせていただくこととした次第でございます。

ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、平成21年3月30日までに書面にてご回答いただけますようお願い申し上げます。

敬具

<回答書面送付先>

〒107-0052 東京都港区赤坂3-11-3 赤坂中川ビルディング

NPO 法人 日本オンラインドラッグ協会

事務局長 樋口 宣人 宛

TEL 03-3584-4156 FAX 03-3584-4158

記

質問1

貴省が把握する一般用医薬品のうち、薬局・店舗における販売個数について、メーカー等による制限が設けられているものについて、具体的にご教示ください。

質問2

上述の医薬品について、あらたに個数制限が課せられた場合や制限個数の変更が生じた場合に、その情報は当該メーカー等からどのように周知されているか、貴省の把握をご教示ください。

質問3

販売個数の制限に関する情報等を一元的に管理する機関等があれば、その概要をご教示ください。

以上

平成21年3月30日

厚生労働省医薬食品局局长
高井 康行 様

ネット販売禁止の違法・違憲性解釈に関する要望書

NPO法人日本オンラインドラッグ協会
理事長 後藤 玄利

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成21年3月12日に開催された第2回「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」にて、当協会は「ネット販売禁止の違法・違憲性と情報提供等のための省令改正の提案」と題記した、行政学者である阿部泰隆教授の意見書を、資料として提出させていただきました。同時に阿部教授を次回検討会（第3回）にお呼びし、同意見書についての解説をお願いするよう提案させていただきました。しかし現時点では次回検討会において、阿部教授へのヒアリング予定が無いようですので、代わりに事務局或いは法律に詳しい検討委員の方から、同資料に関し、下記の各要点について解説を頂きたいと考えており、予めここに要望させて頂く次第です。

なお、同意見書についての正しい理解を得られないまま議論が進行することは、本検討会の方向性に甚大な影響を与えるものと危惧しており、当協会といたしましては当初ご提案申し上げたとおり、阿部教授を検討会の場にお招きし、解説をお願いすることを、ここに引き続き要望させていただきます。

当協会は検討会委員として、より意義のある議論や提案を行うために、貴省の見解を正しく理解し、共有することが肝要と認識しております。本来であれば検討会において都度発言し、深くご説明いただくべきこととは存じますが、省令の施行までには十分な時間が残されていないなかで、検討会を効率的にすすめ、より建設的かつ本質的な議論に集中するため、あえてこのような要望書をお送りさせていただくこととした次第でございます。

ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 省令の授権規定に関し、省令への委任とはいかなるものであるか、解説願いたい。

阿部教授の意見書においては、本省令における法律の授権規定については直接の規定が見つからないとし、且つ法 11 条、38 条の医薬品販売業に関する必要事項の政令への委任、及び施行令題 57 条の省令への委任は、それぞれ白紙委任であり、ネット販売禁止のような権利を制限する根拠規定と読むのは無理であるとしている。

この点を踏まえ、解説をお願いしたい。

2. 医薬品ネット販売そのものを禁ずる規制を省令で定める点について、解説願いたい。

阿部教授の意見書においては、ネット販売の禁止、ならびに本省令の根拠規定である法 36 条の 6 において明文化されていない対面の原則について規定するのであれば、省令ではなく、法律案として国会に提案し、内閣法制局、国会での審議を経ることが必要だとしている。

この点を踏まえ、解説をお願いしたい。

3. 薬局の距離制限を定めた薬事法を違憲とした昭和 50 年 4 月 30 日の最高裁大法廷判決についての概要を、解説願いたい。

阿部教授の意見書においては、仮に本省令の規制内容を法律で規定した場合、それは営業の自由の制限・侵害となり、その合憲性が問題となると指摘し、その根拠として当該最高裁大法廷判決をあげている。

この点を踏まえ、解説をお願いしたい。

4. 当該最高裁大法廷判決と、本省令との類似点、ならびに相違点を解説願いたい。

阿部教授の意見書においては、より制限的でない規制手段があれば、それによらなければ違憲となるのであり、本省令についても妥当するとしている。

この点を踏まえ、解説をお願いしたい。

以上